

意見募集案件	北広島市特定の場所における路上喫煙の制限に関する条例で定める路上喫煙規制区域の指定について
担当課	保健福祉部健康推進課 電話 011-372-3311 内 1205

意見募集期間	令和5年3月15日(水) から 令和5年4月14日(金) まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(保健福祉部健康推進課)及び各出張所 ◇エルフィンパーク市民サービスコーナー、図書館(本館)、中央公民館 ◇北広島団地住民センター、ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島3月15日号(概要のみ)
意見の提出方法 ・提出先	<ul style="list-style-type: none"> ・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。) <p>北広島市役所 1階 保健福祉部健康推進課 郵便番号 061-1192 (住所不要)、ファクシミリ 011-398-4302 電子メールアドレス: kenkou@city.kitahiroshima.lg.jp</p>
検討結果の公表 予定時期	令和5年4月頃 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由</p> <p>北広島市特定の場所における路上喫煙の制限に関する条例が令和5年4月1日から施行されることから、条例第5条で定める路上喫煙規制区域を指定するものであり、「北海道ボールパークFビレッジ」の開業により、北広島駅からボールパークまでの間を移動する人数が大きく増加することが見込まれることから、歩きたばこによる事故等を未然に防ぐことを目的としています。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要)</p> <p>別紙「路上喫煙規制区域(案)」をご参照願います。</p> <p>(3) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等)</p> <p>ボールパーク内に喫煙所が設置される予定です。喫煙は定められた場所で行います。</p>
対象となる政策等 の原案	北広島市特定の場所における路上喫煙の制限に関する条例
その他	・寄せられた意見を参考に路上喫煙規制区域を決定します。